

令和5年度 関西医療大学ガバナンス・コードの遵守と取組状況に関する報告書

学校法人名	関西医療学園
法人代表者（理事長）の氏名	武田 大輔
ガバナンス・コード策定日	令和2年 4月 1日
報告書作成日	令和6年 8月 3日
大学ホームページURL	https://www.kansai.ac.jp/
ガバナンス・コード掲載URL	https://www.kansai.ac.jp/upload/page/1/gabanansuko-dohoukokusyo20220728.pdf
ガバナンス・コード遵守状況の点検フロー	①法人本部における遵守状況の点検と報告書（案）の作成 ②学園運営会議における報告書（案）の点検 ③理事会における報告書（案）の審議と決議 ④大学ホームページへの掲載による社会への公表

ガバナンス・コード項目	ガバナンス・コードの遵守と取組状況
第1章 私立大学としての自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	
1-1 建学の精神	
(1) 建学の精神	【遵守状況】 遵守している。 【取組状況】 建学の精神「社会に役立つ道に生きぬく奉仕の精神」を具現化に必要なとなる教育方針を3つのポリシーとして明示し、高い倫理観と高度な医療技術・医療知識を備え、地域医療の発展に貢献できる医療人の育成に全学で取り組んでいる。新入生に対しては全学必修の初年次教育科目である「東洋医療の基礎・導入教育」において建学の精神と東洋医療を淵源とする本学の沿革を説明する自校教育を実施し、新入生全体への周知と浸透を図った。令和5年11月に実施した学生調査では建学の精神を認知していない学生は前回（令和元年度）調査から10.1ポイント減少の11.7%となり、9割弱の学生に認知が広がったことを確認した。また、新規採用の教職員に対しては4月初頭にSD推進委員会が主催する新任教職員研修会を開催し、建学の精神、本学の沿革及び本学の教育方針について解説を加えたほか、内部質保証と認証評価のしくみ、研究活動、教務事務等に関して説明し、理解と浸透を図った。 【関連資料掲載URL】 https://www.kansai.ac.jp/info/spirit/
(2) 建学の精神に基づく人材像	
1-2 教育と研究の目的（大学の使命）	
(1) 建学の精神に基づく教育・研究の目的	【遵守状況】 遵守している。 【取組状況】 建学の精神に基づく教育・研究の目的を学則第1条に明確に定め、大学及び法人における主要な規則と共に大学ホームページに掲載して社会に公表している。ホームページでは学則に掲げた教育・研究上の目的を学科別に分かりやすい表現で解説し、教育・研究上の組織、教育・研究上の運営体制に関する情報と共に学生、保護者等を含む本学のステークホルダーや本学への入学を目指す受験生等の大学関係者に開示して周知を図り、理解を求めている。 【関連資料掲載URL】 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/4/Gakusoku_20240327.pdf https://www.kansai.ac.jp/info/release/profile01.php
(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組み	【遵守状況】 遵守している。 【取組状況】 大学の意思決定機関である大学運営会議にてガバナンス・コードに記載された7つの基本領域（大学の使命、教学、学生支援、研究、管理運営、社会貢献、内部質保証）を柱とする5年間の中期計画を策定し、理事会と評議員会において役員・評議員の理解と承認を得ている。中期計画を実行する学科、部署、委員会等の組織は目標達成のための単年度行動計画（アクションプラン）を策定し、教職協働体制でプランを推進している。令和5年度中期計画・アクションプランの進捗・達成状況は、法人による令和5年度事業報告書に概要を掲載して大学ホームページにて公表した。また、令和6年度から5年間の中期計画の策定には、法令に基づき、令和5年度の大学機関別認証評価の評価結果を反映させた。 【関連資料掲載URL】 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/iigyo_R5c(1).pdf
(3) 私立大学としての社会的責務	【遵守状況】 遵守している。 【取組状況】 学則に掲げた大学としての社会的責務を果たすため、学長がリーダーシップを発揮できる教学ガバナンス体制を敷き、教学マネジメント体制の強化及び全学的な自己点検・評価に基づく教育と管理運営の質向上を図る不断の改革に取り組んでいる。内部質保証に関しては全学的なFD・SD活動を通して学修者本位の教育の実現を図り、PDCAサイクルを効果的に機能させる方針を定めて私立大学としての社会的責務を果たしている。また、法令に基づく財務情報と教育情報は大学ホームページを通じて公表し、大学の運営と経営に関する透明性の確保に努めている。令和5年度の認証評価で適合認定を受けた評価結果も大学ホームページで社会に公表している。 【関連資料掲載URL】 https://www.kansai.ac.jp/info/release/images/profile01.pdf?ver=240507 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/iigyo_R5c(1).pdf https://www.kansai.ac.jp/info/evaluation/

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	
2-1 理事会	
(1) 理事会の役割	〔遵守状況〕 遵守している。 〔取組状況〕 理事会は寄附行為及び寄附行為施行細則の定めにより、法人の最高議決機関として法人運営に関する重要事項の審議と意思決定を適切に行うとともに、理事の職務執行の監督を行っている。現行の理事人数（11人）は寄附行為に定める定数を満たしており、理事は理事会を通じて法人の経営状況に関する情報を役員間で適切に共有している。令和5年度の理事会では令和4年度収支決算、令和5年度補正予算案及び令和6年度当初予算案を審議したほか、大学の中期計画の審議、大学規程と3つのポリシーの改定、令和6年度における学長と副学長の選任などの重要案件の審議と監事による監査報告を扱った。 〔関連資料掲載URL〕 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/iigyo_R5b.pdf https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/iigyo_R5c(1).pdf
(2) 実効性のある開催	〔遵守状況〕 遵守している。 〔取組状況〕 理事長は寄附行為及び寄附行為施行細則に則り、事業計画に沿って定期的に理事会を招集し、重要案件を審議するための円滑かつ実効性ある会議運営を行っている。令和5年度の理事会は当年度の事業計画に沿って5回（5月に2回、8月、12月、3月）開催した。年間を通じた理事全体の出席率は対面出席が81.8%、議決権行使書の提出による出席が18.2%であり、全ての理事会において理事の出席率は100%であった。 〔関連資料掲載URL〕 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/iigyo_R5c(1).pdf
2-2 理事	
(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	〔遵守状況〕 遵守している。 〔取組状況〕 理事は寄附行為及び寄附行為施行細則に則り適正な手続きを経て選任されており、善管注意義務のもと、法令及び寄附行為を遵守して法人役員としての職務と責任を忠実に果たしている。特に、学長、法人本部長及び専任教員（教授2人）による学内理事4人は、理事長が法人内に置き定期的に招集する諮問会議（学園運営会議）の構成員となり、個々のもつ専門性に応じて法人運営に関する意見を述べ、理事長のリーダーシップを適切に補佐する役割を果たしている。 〔関連資料掲載URL〕 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/iigyo_R5b.pdf
(2) 学内理事の役割	〔遵守状況〕 遵守している。 〔取組状況〕 学長、法人本部長及び専任教員（教授2人）の学内理事は、教育研究及び大学運営に関する自らの知識、経験又は能力等を法人運営に活かし、理事長による日常の法人運営及び理事会運営等を適切に補佐しており、理事としての職務を誠実に遂行している。 〔関連資料掲載URL〕 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/iigyo_R5b.pdf
(3) 外部理事の役割	〔遵守状況〕 遵守している。 〔取組状況〕 理事会及び評議員会は、法令及び寄附行為に則り複数名の外部理事を選任している。令和5年度は理事総数11人の半数を超える6人が外部理事であった。これら外部理事は、理事会等において自らの現職と社会的役割に基づく多角的な視点から法人運営の改革と改善を促進する意見を述べ、理事会における建設的議論の活性化に貢献している。 〔関連資料掲載URL〕 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/iigyo_R4b.pdf
(4) 理事への研修機会の提供と充実	〔遵守状況〕 遵守している。 〔取組状況〕 法人本部は学内理事と学外理事に対して法人運営に関連するセミナーや研修会等の開催情報を提供し、理事の研修機会の充実を推進している。令和5年度は令和7年度に改正される私立学校法への対応に関連する説明会、研修会等に主に学内理事が参加して情報収集に努めた。
2-3 監事	
(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について	〔遵守状況〕 遵守している。 〔取組状況〕 法令及び寄附行為に則り、監事2人は法人の業務と財務状況及び理事の業務執行の状況に関する監査を監査計画に沿って誠実に実行している。令和5年度は5月と11月に財務及び教学に関する監査を実施し、監査結果を理事会と評議員会で報告した。また、監事は主に理事会と評議員会で法人運営に関する意見を述べ、理事の業務と会議運営を監査している。加えて、令和3年度から公的研究費の管理と内部監査体制に関する大学の説明に対して意見を述べており、大学における研究不正防止活動の実効性と適正性を監視している。監事2人は令和5年度の全ての理事会、評議員会に出席し、適切に職務を果たした。 〔関連資料掲載URL〕 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/iigyo_R5c(1).pdf https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/iigyo_R5g.pdf

(2) 監事の選任	〔遵守状況〕 遵守している。 〔取組状況〕 監事2人は、令和4年度の改選に際して、寄附行為に則り理事会が選出した2人の候補者を理事長が評議員会に諮り、評議員全員の同意を得て理事長が選任しており、令和5年度は共に任期2年目を務めた。 〔関連資料掲載URL〕 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/iigvo_R5b.pdf
(3) 監事監査基準	〔遵守状況〕 遵守している。 〔取組状況〕 法人は監事監査規程を整備し、年度ごとに策定する監査計画に沿った監査を誠実に実行している。監事は収支決算を審議する5月の理事会に監査結果に関する報告書を提出し、監査の内容と結果を報告している。年度ごとの監査報告書は、法令に則り、大学ホームページに掲載して社会に公表している。 〔関連資料掲載URL〕 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/iigvo_R5c(1).pdf https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/iigvo_R5g.pdf
(4) 監事業務を支援するための体制整備	〔遵守状況〕 遵守している。 〔取組状況〕 法人は外部監査法人と監査契約を締結し、監事監査に同監査法人の公認会計士が同席することで監事業務を支援している。また、内部監査規程を整備して監査計画に沿った定期的な内部監査を実施しており、監事には学園運営会議の議事録を送付して法人の運営状況を報告することで監事業務を支援している。法人役員と監事は定期的に監査法人による監査結果の報告を受けて意見交換を行い、監査機能の充実を図っている。令和5年度は外部監査法人による会計監査を延べ12日間に亘って実施し、監査報告書を大学ホームページに公表した。また、内部監査は3回実施し、主に科研費等の公的研究費（競争的資金）の会計処理と執行状況について監査を行った。 〔関連資料掲載URL〕 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/iigvo_R5c(1).pdf https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/iigvo_R5h.pdf
2-4 評議員会	
(1) 諮問機関としての役割	〔遵守状況〕 遵守している。 〔取組状況〕 評議員会は寄附行為及び寄附行為施行細則に則り、理事長が事業計画に沿って招集しており、寄附行為に定められた事項に関して理事長からの諮問を受けて答申している。また、法人の業務と財産の状況及び理事の業務執行の状況に関する意見を延べて諮問機関としての役割を適切に果たしている。 〔関連資料掲載URL〕 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/iigvo_R5c(1).pdf
(2) 議事運営方法の改善	〔遵守状況〕 遵守している。 〔取組状況〕 理事長は寄附行為及び寄附行為施行細則に則り、事業計画に沿って定期的に評議員会を招集して重要案件に関する諮問を行い、円滑かつ実効性ある会議運営を行っている。令和5年度の評議員会は当年度の事業計画に沿って5回（5月、8月、12月、3月に2回）開催した。年間を通じた評議員全体の出席率は対面出席が90.8%、議決権行使書の提出による出席が9.2%であり、全ての評議員会において評議員の出席率は100%であった。 〔関連資料掲載URL〕 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/iigvo_R5c(1).pdf
(3) 意見具申等	〔遵守状況〕 遵守している。 〔取組状況〕 評議員は令和5年度に開催した5回の評議員会において理事長から報告された前年度の収支決算、令和5年度の補正予算案及び令和6年度の当初予算案等の重要諮問事項に対して答申したほか、大学と専門学校における教育と運営に関する案件に意見を述べ、法人運営のガバナンスと健全性を監視する役割を適切に果たした。
(4) 監事選任時の審議	〔遵守状況〕 遵守している。 〔取組状況〕 理事長が寄附行為に基づき監事を選任するにあたり、評議員は理事長が理事会で選考し評議員会に諮った監事候補者に関して、十分な検討と審議を行い、評議員会としての意見を述べている。なお、令和5年度は監事の改選は行われなかった。
2-5 評議員	
(1) 評議員の選任	〔遵守状況〕 遵守している。 〔取組状況〕 寄附行為が定める評議員の定数は23～27人である。令和5年度は寄附行為に則り適正な手続きを経て選任された24人の評議員が評議員としての職務を執行した。 〔関連資料掲載URL〕 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/iigvo_R5b.pdf
(2) 評議員への研修機会の提供と充実	〔遵守状況〕 遵守している。 〔取組状況〕 法人本部は評議員に対して法人運営に関連するセミナーや研修会等の開催情報を提供し、評議員の研修機会の充実を推進している。令和5年度は、令和7年度の私立学校法改正に関する研修会等を中心に情報提供を行い、12月開催の評議員会では理事長が法改正の主旨と概要について直接、評議員に向けて説明する機会を設けた。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	
3-1 学長	
(1) 学長の責務（役割・職務範囲）	〔遵守状況〕 遵守している。 〔取組状況〕 学長は、法令に基づき教育研究機関の長として校務をつかさどり教職員を統督している。令和5年度は大学の意思決定を行う大学運営会議において内部質保証に係る学部・学科の教学運営上の諸施策を指示し、不断の教学改革を推進した。特に学科運営の改革に関する学内議論を深め、規程の改定と新体制の整備を実現した。また、令和5年度に受審した大学機関別認証評価に対応する自己点検・評価委員会の長としてのリーダーシップを発揮して大学全体のPDCAサイクルを適切に機能させ、評価基準に適合するとの認定を得た。 〔関連資料掲載URL〕 https://www.kansai.ac.jp/info/release/images/profile01.pdf?ver=240507
(2) 学長の補佐体制（副学長・学部長等）の役割	〔遵守状況〕 遵守している。 〔取組状況〕 学長は自らの補佐機能として副学長を置いている。また、学部長、学科長及び研究科長の職務に関する規程を制定し、学部、学科及び研究科の責任者による学長の補佐体制を明確に規定している。さらに令和3年度に設置した学長補佐室が機能しており、令和5年度の補佐室では副学長2人のほか3人の教職員を配置した体制を敷き、大学運営の円滑化と機動性の一層の強化を図った。 〔関連資料掲載URL〕 https://www.kansai.ac.jp/info/release/images/profile01.pdf?ver=240507
3-2 教授会	
(1) 教授会の役割	〔遵守状況〕 遵守している。 〔取組状況〕 本学は法令及び学則に基づき各学部及び大学院のそれぞれに教授会を置き、教授会が学部・学科又は研究科の教育研究に関する重要事項を審議して学長に意見を述べている。また、取扱う議案を特化した学部合同教授会と特別教授会を設置して教授会の機能分化を図り、目的に応じた構成員の招集と議論が可能となる体制を敷いている。 〔関連資料掲載URL〕 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/4/Gakusoku_20240327.pdf https://www.kansai.ac.jp/upload/page/4/daigakuinngakusoku_20240327.pdf
(2) 学長と教授会の関係	〔遵守状況〕 遵守している。 〔取組状況〕 学長と教授会の関係については、法令に則り、教授会が学長の意思決定に際して意見を述べる機関であることを学則に明示している。そのため、学長が招集する大学運営会議に両学部長と研究科長が出席して学部又は大学院教授会の報告を行い、教授会からの意見を学長に述べたり、学長の諮問へ答申することで学長と教授会の適切な関係を維持している。 〔関連資料掲載URL〕 https://www.kansai.ac.jp/info/release/images/profile01.pdf?ver=240507 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/4/Gakusoku_20240327.pdf https://www.kansai.ac.jp/upload/page/4/daigakuinngakusoku_20240327.pdf
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	
4-1 学生に対して	
(1) 3つの方針（ポリシー）	〔遵守状況〕 遵守している。 〔取組状況〕 本学は建学の精神を具現化するための教育方針を3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）として大学と学部・学科レベルで定め、法令に則り、それぞれを大学ホームページに掲載してステークホルダー及び社会に対して公表している。令和5年度は、臨地実習先や就職先等の外部関係者からの意見を参考にしてポリシー全体の見直しを行い、令和6年度から学部ポリシーは廃止して大学と学科のポリシーを全面改定することを決定した。また、大学のディプロマ・ポリシーを分かりやすく伝えるキーワードとなる「医療人基礎力（豊かで深い教養・倫理観、保健医療の専門知識・技術、課題を探究・解決する知性、チームで協働する行動力）」を新たに定め、ホームページに掲載した。 〔関連資料掲載URL〕 https://www.kansai.ac.jp/info/policy/
(2) 教育の質の向上と学修環境等の整備・充実	〔遵守状況〕 遵守している。 〔取組状況〕 本学は学長が招集する大学運営会議が教学運営の中心であり、大学の意思決定を行う場として機能している。また、学長直轄の組織として内部質保証を担当する自己点検・評価委員会、SD推進委員会、FD推進委員会、教員評価委員会等が適切に機能して教育の質の向上と学修環境等の整備・充実を図るPDCAサイクルを回している。その成果として、令和5年度は前年度に引き続き文部科学省「令和5年度 私立大学等改革総合支援事業（タイプ1：『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開）」の対象校に選定され、大学機関別認証評価では適合認定を受けた。 〔関連資料掲載URL〕 https://www.kansai.ac.jp/info/evaluation/

(3) ハラスメントへの対処	【遵守状況】 遵守している。 【取組状況】 本学はハラスメント防止に関する規程を整備し、学長直轄組織としてのハラスメント防止委員会を設置してハラスメント相談窓口を設けている。また、学生に対しては学生相談室を設置してハラスメント事案に対応できる体制を敷いている。教職員は大学が開催するハラスメント防止研修会に参加してハラスメントに纏わる社会情勢の変化に関する知識と意識の更新を行い、ハラスメントが発生しない環境づくりに取り組んでいる。令和5年度は外部講師によるオンライン形式のハラスメント防止研修会を開催し、教職員が研鑽を積んだ。 【関連資料掲載URL】 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/4/20harasumentonoboushinikansurukitei.pdf
4-2 教職員等に対して	
(1) 教職協働	【遵守状況】 遵守している。 【取組状況】 本学の学部・学科及び研究科の教育研究に係る諸活動を担当する組織である各種委員会等は、基本的に教員と事務職員の双方を構成員とする教職協働体制で組織しており、改正大学設置基準で規定された教育研究実施組織としての機能を果たしている。また、大学運営会議、教授会、各学科の教務委員会等の教学運営に関する主要な会議体では教員と事務職員を構成員として規定することで教職協働体制を維持している。 【関連資料掲載URL】 https://www.kansai.ac.jp/info/release/images/profile01.pdf?ver=240507
(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	【遵守状況】 遵守している。 【取組状況】 ユニバーシティ・ディベロップメント（UD）のうちスタッフ・ディベロップメント（SD）とファカルティ・ディベロップメント（FD）に関しては、法令に則りSD推進委員会、FD推進委員会を学長直轄の組織として設置し、組織的かつ計画的な活動を行うことで教職員の資質と能力の向上に努めている。また、役員（理事、監事）に対しては法改正や監査に関する研修会等の情報を提供してボード・ディベロップメント（BD）の推進に努めている。 【関連資料掲載URL】 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/iigvo R5c(1).pdf
(3) ハラスメントへの対処	【遵守状況】 遵守している。 【取組状況】 法人の就業規則においてハラスメントの防止と排除を明確に定め、ハラスメント防止に関する規程を整備してハラスメント防止委員会を設置し、ハラスメント相談窓口を設けている。また、ハラスメント防止研修会を開催してハラスメントに纏わる社会情勢の変化に関する知識と意識の更新を行い、ハラスメントが発生しない環境づくりに取り組んでいる。令和5年度は外部講師によるオンライン形式のハラスメント防止研修会を開催して研鑽を積んだ。 【関連資料掲載URL】 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/4/20harasumentonoboushinikansurukitei.pdf
4-3 社会に対して	
(1) 認証評価及び自己点検・評価	【遵守状況】 遵守している。 【取組状況】 本学は、内部質保証の方針を定め、公益財団法人日本高等教育評価機構に加盟して法令が定める大学機関別認証評価を受審し、評価結果を内部質保証の推進に活用している。また、5か年中期計画と年次ごとのアクションプランを策定し、学長が招集する大学運営会議と自己点検・評価委員会が中心となって全学的なPDCAサイクルを機能させ、教育研究と管理運営の質向上に努めている。令和5年度は3回目の大学機関別認証評価を受審して適合認定を受けた。なお、日本高等教育評価機構に提出した自己点検評価書と同機構による適合認定の評価結果は大学ホームページに開示して社会に公表している。 【関連資料掲載URL】 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/iigvo R5c(1).pdf https://www.kansai.ac.jp/info/evaluation/
(2) 社会貢献・地域連携	【遵守状況】 遵守している。 【取組状況】 本学は大学が保有する人的及び物的資源を地域社会の保健医療の発展に還元するため、学生の臨床実習施設として設置している附属保健医療施設（診療所、鍼灸治療所、接骨院）の機能を通じて地域住民の健康維持に寄与し、地域に密着した医療系大学としての役割を果たしている。 【関連資料掲載URL】 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/iigvo R4c.pdf
4-4 危機管理及び法令遵守	
(1) 危機管理のための体制整備	【遵守状況】 おおむね遵守している。 【取組状況】 本学は危機管理規程を定めて学長を委員長とする危機管理委員会を設置し、災害対策の訓練計画の立案や危機発生時のリスクマネジメント等を行う体制を整備している。令和2年度以降の3年間のコロナ禍においては、危機管理委員会が感染症の拡大を防止する危機管理体制の構築と学内における感染対策ガイドラインの策定等を行い、学生と教職員の健康と安全を維持するための重要な役割を果たした。認証評価で指摘を受けた危機管理基本マニュアルの策定についてはアクションプランに令和6年度中の作業開始を組み込み対応している。

(2) 法令遵守のための体制整備	〔遵守状況〕 遵守している。 〔取組状況〕 法人全体で法令及び諸規程の遵守に努め、公益通報に関する規程と通報窓口を整備している。また、研究活動に関しては、学内に不正防止計画推進部署と不正防止対策会議を置いて研究不正行為防止のためのコンプライアンス教育研修会及び研究倫理教育研修会の開催等の不正防止に関する教職員の啓発活動を企画、実行している。なお、研究不正防止に関する体制整備は監事が点検して理事会で報告している。 〔関連資料掲載URL〕 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/iigyo_R5c(1).pdf
------------------	--

第5章 透明性の確保（情報公開）	
5-1 情報公開の充実	
(1) 法令上の情報公表	〔遵守状況〕 遵守している。 〔取組状況〕 法人では情報公開規程を定め、法令において情報公開が求められている大学の教育・研究に関する情報及び学校法人の組織や財務に関する情報について大学ホームページで公表することにより、社会に対する説明責任を果たしている。 〔関連資料掲載URL〕 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/1/kitei12_R040920.pdf https://www.kansai.ac.jp/info/release/basic.php https://www.kansai.ac.jp/info/release/profile07.php
(2) 自主的な情報公開	〔遵守状況〕 遵守している。 〔取組状況〕 本学は大学ホームページにおいて法人の寄附行為、大学と大学院の学則などの主要な規程を公開しているほか、法令上は特に公開が定められていない教育情報あるいはIR活動に関連する各種の調査結果等に関しても法人が定める情報公開規程に基づき、教育・研究活動の必要性又は外部評価の基準等に係る必要性に応じて大学ホームページで自主的に公開し、社会に対する説明責任を果たしている。 〔関連資料掲載URL〕 https://www.kansai.ac.jp/info/release/profile04.php https://www.kansai.ac.jp/info/release/profile05.php https://www.kansai.ac.jp/info/release/profile06.php
(3) 情報公開の工夫等	〔遵守状況〕 遵守している。 〔取組状況〕 法人では情報公開規程を定め、法人の管理・運営に関する情報及び大学の教育・研究に関する情報について多様な媒体を利用して社会に対して広く発信するよう努めている。また、財務書類の開示に関しては財務書類等閲覧規程を整備し、ステークホルダーに対する開示を可能としているほか、ホームページではグラフ等を活用した可視化に努めている。 〔関連資料掲載URL〕 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/1/kitei12_R040920.pdf https://www.kansai.ac.jp/info/release/profile07.php